

意見案第3号

セーフティーネットである高額療養費制度の堅持を求める意見書

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限を超えた場合、その超えた額を支給する制度である。

国では、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持し、高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう、能力に応じて全世代が支え合う「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、これまでも、経済情勢に対応した患者負担の見直し等を行ってきたところである。

こうした中、政府は、本年8月に予定していた自己負担限度額の定率改定を含めて、見直し全体について実施を見合わせ、本年秋までに改めて方針を検討し、決定することとしているが、高額療養費制度の見直しは、長期にわたって治療を余儀なくされている方々や一度に数か月分の薬の処方を受けている方々などにとって、経済的な負担増にも直結することから、セーフティーネットの堅持はもとより、こうした当事者の方々の不安に向き合い検討する必要がある。

よって、国においては、当事者や関係団体から丁寧に意見を聞き、今後の検討を進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮